

# 登記手続相談は “予約制”です。

法務局の登記手続相談は待ち時間なく御利用いただけるよう、「**予約制**」により行っています。

**電話等により予約してください。**

## 登記手続相談日

### 【登記部門】

月曜日から金曜日まで毎日（祝日・年末年始は除く。）

### 【支局】

香美支局 火曜日，木曜日

須崎支局 月曜日，火曜日，木曜日

安芸支局 火曜日，木曜日

四万十支局 週のうち相談を受ける曜日が異なっているため、電話等により確認願います。

## 予約先

登記部門 088-822-3331

音声ガイダンスに従い、②番を選択後①番を選択してください。

香美支局 0887-52-3052

須崎支局 0889-42-0374

安芸支局 0887-35-2272

四万十支局 0880-34-1603

高知地方法務局

〈裏面も御覧ください〉

## 登記手続相談の皆様へのお知らせ

高知地方法務局

- 1 相談時間は、30分以内です。
- 2 登記手続相談においては、登記申請書の様式による一般的な説明、又は登記申請に必要な添付書類等が添付されているかといった形式的な確認をいたします。
- 3 相談の範囲は、①登記申請手続の形式に関するもの、②登記申請手続に係る関係法令に関するもの、③これら相談に付随するものに限られます。
- 4 相談時間が30分を超え、次の相談者が待機している場合は、相談が途中の場合でも時間の経過により終了する場合があります。
- 5 相談に際しては、あらかじめ登記事項要約書等を取得していただく場合があります。  
地図に関する相談は、あらかじめ地図の写しを取得していただく場合があります。
- 6 司法書士及び土地家屋調査士以外の方が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、その代理人として登記申請をする行為は、司法書士法第73条第1項違反あるいは土地家屋調査士法第68条第1項違反となります。

〈表面も御覧ください〉